

## 市川市環境保全条例施行規則の一部改正について

### 1. 改正の理由

市川市環境保全条例における排出水に係る排水基準については、水質汚濁防止法に定める基準を適用しているところです。

今般、六価クロム化合物及び大腸菌群数の排水基準について、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）が令和6年1月25日に交付され、同年4月1日より施行される（大腸菌群数に係る改正は令和7年4月1日に施行される）こととなったため、市川市環境保全条例施行規則の一部を速やかに改正する必要があるものです。

### 2. 六価クロム化合物、大腸菌群数に係る市川市環境保全条例施行規則第16条の基準の改正

市川市環境保全条例における排水基準のうち、排出水に含まれる六価クロム化合物の許容限度、並びに大腸菌群数の指標及び許容限度を下記の通り改めます。

規則別表第3（第16条関係）

現行		改正後
指標	許容限度	許容限度
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.2 mg/L

規則別表第4（第16条関係）

現行		改正後	
指標	許容限度	指標	許容限度
大腸菌群数	3,000個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数	800コロニー形成単位/mL

### 3. 施行予定日

水質汚濁防止法における国の施行日と整合を図り、以下のとおりとします。

六価クロム化合物	令和6年4月1日	経過措置あり（1年間）
大腸菌数	令和7年4月1日	経過措置無し